

君津市いじめ防止基本方針の策定について

教育委員会

1 趣旨

いじめを防止するためには、市民一丸となって、いじめを許さない風土づくりを市民総がかりで進めていかなければならない。

そこで、本市において、平成30年4月1日に「いじめ防止対策推進条例」を施行した。さらに、条例第9条の規定に則り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「君津市いじめ防止基本方針」を策定した。

また、いじめ重大事態が発生した際には、学校の調査と並行して調査ができる市長直轄の第三者調査機関である「君津市いじめ調査委員会」の設置を明記した。

君津市は、「いじめ防止対策推進条例」、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止体制のさらなる強化を図る。

2 基本方針の特徴

- (1) 市総がかりでいじめ問題に取り組むとともに、児童生徒を徹底して守り抜くことを明記している。
- (2) いじめの判断、認知において、積極的にいじめを認知することを盛り込んでいる。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対処を示し、重大事態の発生に際しての手順等を明記している。
- (4) 自殺等の重大事態に対して、学校の調査と並行して調査ができる、市長直轄の第三者調査機関「君津市いじめ調査委員会」を置く。

3 基本方針の内容

別紙のとおり